

果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業 よくあるお問い合わせについてのQ&A

<提供者と利用者に通じるQ&A>

Q1：提供者と利用者のグループ分けはどうやって決めるの？

A1：

提供者の住所（または果樹園地等）と近い地区にお住いの利用者が、極力同じグループとなるよう調整します。1グループの人数は、申込者数により変動しますが、提供者と利用者それぞれ5名程度とし、併せて10名程度となるよう調整します。

Q2：どのようなリストが提供されるの？

A2：

提供者一人に対して同じグループの利用者5名程度のリストを、利用者一人に対して同じグループの提供者5名程度のリストをそれぞれお渡しします。提供者が同じグループの提供者を、利用者が同じグループの利用者を確認することはできません。

なお、リストに記載されている内容（未記入部分を除く）は、以下のとおりです。

○提供者が福島市から受け取るリスト

・利用者の氏名 ・住所 ・電話番号 ・FAX番号 ・Eメールアドレス

○利用者が福島市から受け取るリスト

・提供者の氏名 ・住所 ・電話番号 ・FAX番号 ・Eメールアドレス
・連絡を受けやすい時間帯 ・果樹園等の所在地 ・樹木の種類
・提供する木の状態とおおまかな量 ・受け渡し希望時期

Q3：受け渡しのときにお金のやりとりはあるの？

A3：

この事業では、提供者と利用者との間で金品のやりとりはありません。

お申し込みの際に、金品等のやりとりを行わないようお願いしております。

Q4：受け渡しの連絡は誰がするの？

A4：

原則、利用者が提供者に連絡するようお願いいたします。利用者が受け取った提供者リストの中から、木の状態やおおまかな量、受け渡し希望時期などを確認し、条件に合いそうな提供者に連絡してください。

Q5：受け渡しの連絡時には、何を確認すればよいの？

A5：

受け渡しの日時や場所（待ち合わせ場所）を確認する前に、受け渡しできる（あるいは必要としている）木の状態と量については、特によく確認してください。園地に到着してから「思っていたのと違った」とならないよう事前に十分な確認をお願いします。

Q6：受け渡しの約束をしたけど、どこで待ち合わせすればよいの？

A6：

多くの場合、園地（農地）情報は、車のカーナビゲーションに登録されていません。公共施設等の分かりやすい場所で待ち合わせし、一緒に受け渡し場所へ移動されることをお勧めします。

<提供者のQ&A>

Q7：誰からも連絡がこないけど、こちらから連絡してもよい？

A7：

福島市から利用者リストを受け取って、2週間経過後も利用者からの連絡がない場合に限り、提供者から連絡するようお願いします。

Q8：剪定枝が余っているけど、2人目とマッチングしてもよい？

A8：

提供者の方は、複数の利用者とマッチングいただけます。利用者の方からお問い合わせがある限り、剪定枝をお渡しただいて構いません。

Q9：伐採木と一緒に木の根まで持って行ってほしい。

A9：

木の根は、まきストーブなどの燃料として活用が難しい部位となります。木の根や腐った状態の伐採木など、利用者が必要としない木材については、ご自身でこれまでどおり処理・処分をお願いします。

Q10：利用者からの問い合わせを増やすには、どうすればいいの？

A10：

令和3年度のマッチング結果によると、最も多い提供者の方で6人の利用者とマッチングしています。申込書に詳細な情報を記入するなどの工夫が必要です。

特に、木の状態と量については、可能な限り実態に近い値を記入することをお勧めします。

また、受け渡し希望時期に幅を持たせた方が、利用者からの問い合わせは増える傾向にあります。

<利用者のQ&A>

Q11：リストに記載の提供者全員に連絡してもよいの？

A11：

問い合わせは何人にしていただいてもけっこうですが、提供者1人とマッチングした場合は、それ以上問い合わせしないようお願いいたします。ただし、Q7-A7に記載のとおり、提供者から連絡があった場合に限り、提供を受けられることとします。

Q12：リストから相手が見つからなかったのだけど。

A12：

グループ内の提供者全員に連絡しても、「もう全部提供してしまった」、「受け渡しの時期が合わない」などの理由で、マッチングできない場合もあります。その際は、申込状況に応じて2回目のリスト提供が可能な場合もありますので、農業振興課までお問い合わせください。

※申し込みは一括で締め切り（12月13日〆切）、全申込者をグループ分けしてリスト提供するため、原則、1人1回の情報提供となります。締め切り後、新たな申込者（提供者）がいない場合もありますので、2回目のリスト提供が必ずできるとは限りません。あらかじめご承知おきください。

Q13：果樹園ではどのような作業が必要なの？

A13：

この事業は、提供者が利用者のために、伐採木や剪定枝を切り揃えて運搬できる状態に整えておくものではありません。果樹園において、利用者が伐採木を割る、剪定枝を切り揃えるなどし、自家用車への積み込みや運搬も自身で行っていただきます。

また、この際に必要となる道具（のこぎりや剪定はさみ等）も利用者に用意いただきます。

<福島市からのお願い>

○園地の事前確認について

受け渡しを行う際には、園の所在地を事前に十分に確認してください。受け渡し時に必ずしも提供者が立ち会う必要はありませんが、このため、利用者が隣接する指定の農地以外から、剪定枝を持っていくことのないようお願いいたします。

なお、Q6-A6に記載のとおり、可能な限り提供者と利用者と一緒に受け渡し場所へ移動されるようお願いいたします。

○本事業における事故の取り扱いについて

園地において剪定枝を切り揃える等の作業や、自家用車により運搬を行う際には、事故を起こさないよう十分に気をつけてください。本事業にかかる事故により身体の負傷や器物の毀損等の損害が生じた場合にも、福島市がその補償を行うことはできません。

○剪定枝をまきストーブ等に使用する際の留意事項

引き取った剪定枝は、十分に乾燥させてください。剪定枝を湿ったまま燃やすと、多量の煙やスス、タールの発生原因となり、周辺環境の悪化につながります。生木からの乾燥は、秋～冬に伐採した針葉樹の場合は半年以上、広葉樹の場合は1年以上必要とされています。なお、まきストーブの適切使用について、市ホームページにも掲載しています。右のQRコードからご確認ください。

<市ホームページ>
コチラもご覧ください



【お問い合わせ】

960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市農政部農業振興課

電話番号：024-525-7720

FAX番号：024-533-2725